

VI 四半期開示見直しの影響や昨今の議論を確認 後発事象に関する 開示実務の留意点

EY 新日本有限責任監査法人
公認会計士 久保 慎悟

の定義の変更の有無など会計基準等の開発動向を注視する必要がある。

はじめに

四半期開示制度の見直しがなされ、第1四半期および第3四半期について四半期決算短信へと開示が一本化され、同時にレビューも基本的に任意とされた。また、ほぼ同時期に、日本公認会計士協会により公表されている実務指針等の企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)への移管が予定されており、後発事象の会計処理や開示に関する定めについても新たな基準開発も含めた内

後発事象に関する定め

後発事象については、「企業会計原則注解」(以下、「注解」という)や監査基準報告書560実務指針1号「後発事象に関する監査上の取扱い」(以下、

「後発事象取扱い」という)など、個別に会計基準等において定められていることもあり、包括的な会計基準は存在していない。そこで、本章では、後発事象の定義、会計処理や開示等について記載されている後発事象取扱いに基づき解説を行う。

(1) 後発事象の定義と分類

後発事象とは、決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象とされる。そして、後発事象は、図表1のとおり2つに分類される(後発事象取扱い2(4)、3)。

実務上は、発生した事象が、そもそも後発事象に該当するか、また、後発事象に該当するとすれば、修正後発事象であるのか、開示後発事象であるのかなど、判断が困難な場合が生じ得る。それぞれの定義に照らして適切に判断することとなる。

(2) 後発事象の対応期限(どの時点までの後発事象に対応すべきか)

重要な後発事象は、財務諸表の修正または財務諸表への注記を行う必

【この章のエッセンス】

● 四半期開示制度が見直され、第1四半期および第3四半期において、開示後発事象の取扱いは変更され開示を省略可能とされたが、修正後発事象の取扱いは変更されず四半期財務諸表に反映する必要がある。

● 第1四半期および第3四半期における開示は四半期決算短信に一本化されたが、修正後発事象の対応期限については、四半期開示制度見直し以前における四半期決算短信での運用と異ならないものと考えられる。

● 後発事象の対応期限については議論が活発になっており、後発事象